

復興整備計画

（第17回変更）

名取市・宮城県

令和元年12月 5日

<p>1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）</p>
<p>名取市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり）</p>
<p>2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）</p>
<p>① 住む人に安心感があるまちづくり：防災に配慮した土地利用を行い、自然災害に対する被害の軽減を図るため総合的な対策を講じる。</p> <p>② 名取市全体で考えるまちづくり：市内の既存ストックの活用を図りながら非浸水地域を含めた市内各地区や近隣市町とのネットワークを考慮した都市を構築する。</p> <p>③ 土地の記憶を継承するまちづくり：自然地形・地盤・景観の活用、地域資源の活用、海との共生など、地域の文化を継承する。</p> <p>④ 地域・集落と産業の持続性を大切にするまちづくり：農地の大区画化や利用集積を図り農業の再生に努めるとともに、水産加工業等も含めた産業の振興に努め、持続性のある新たな魅力あるまちをつくる。また、農業の担い手を育成する宮城県農業高等学校を復旧させる。</p> <p>⑤ 次代の暮らしを見据えた、新たなまちづくり：多世代に配慮したコンパクトなまちづくりを行うとともに、地球環境時代に向けた地域づくりと自然と共存するライフスタイルを実現する。</p>
<p>3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）</p>
<p>(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 貞山運河の東側は、水産業等の地域産業再生と新たな産業を誘致するゾーンとし、沿岸部にレクリエーション施設（震災メモリアル施設、マリーナ、ビーチなど）や防潮林を整備する。貞山運河と2次防御ラインの間（下増田地区）は、農業・地域産業の再生と新たな産業を誘致するゾーンとする。2次防御ラインの西側は、閑上地区の居住機能を再建するとともに、農業集落の再生やほ場整備事業により農地を再編する。</p>
<p>(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）</p> <p>① 貞山運河の東側：原則として居住を制限し、漁港周辺での水産業等の再生や新たな産業を誘致するエリアと位置付けし、農地の復旧・復興との調整を図りつつ、震災メモリアル施設、産業関連施設、レクリエーション施設、防潮林等の整備により新たな魅力を創出する。</p> <p>② 貞山運河と2次防御ラインの間：農業・地域産業の再生と新たな産業を誘致するゾーンと位置付けて、農地の復旧・復興との調整を図りつつ、有効な土地利用の展開を図っていく。</p> <p>③ 2次防御ラインの西側：津波対策により計画目標の安全性を達成できると判断されるため、閑上地区（A地区）では、区画整理事業により市街地に隣接する市街化調整区域を一部含めて住宅市街地を再建するとともに、高柳地区において災害公営住宅を整備する（G-1・G-2）。また、農地の大区画化や利用集積を図りながら農業の再生を図るとともに、既存市街地の隣接地（D・E地区）において農業集落の再建をはじめとした居住機能の再建を行う。また、津波により壊滅的な被害を受けた宮城県農業高等学校を内陸部（宮城県農業園芸総合研究所圃場隣）に移転させる（F地区）。</p>
<p>(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり。）</p>

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	A地区	事業の名称：閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～令和2年度 種類：土地区画整理事業
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	D地区	事業の名称：下増田地区防災集団移転促進事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成24年9月10日に国土交通大臣の同意みなし、平成25年2月8日に第1回変更同意
	A-1	事業の名称：閑上地区防災集団移転促進事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成29年度 集団移転促進事業計画については、平成25年9月11日に国土交通大臣の同意
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	B道路	事業の名称：名取駅閑上線都市計画道路事業 実施主体：名取市、宮城県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成26年度 種類：都市計画道路事業
	C道路	事業の名称：仙台閑上線都市計画道路事業 実施主体：宮城県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成26年度 種類：都市計画道路事業

	F 地区	事業の名称：宮城県農業高等学校改築事業 実施主体：宮城県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 25 年度～平成 29 年度 種類：学校施設改築事業
	H 地区	事業の名称：名取市民墓地公園整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 28 年度～平成 29 年度 種類：墓地公園整備事業
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	E 地区	事業の名称：下増田地区災害公営住宅整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 24 年度～平成 27 年度
	A-2	事業の名称：閑上地区災害公営住宅整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 25 年度～平成 29 年度
	G-1	事業の名称：高柳辻地区災害公営住宅整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 26 年度～平成 29 年度

G-2	事業の名称：高柳圭田地区災害公営住宅整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 26 年度～平成 29 年度
I-1 道路	事業の名称：関上南北線道路事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 27 年度～平成 29 年度
I-2 道路	事業の名称：増田川線道路事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 27 年度～平成 29 年度
I-3 道路	事業の名称：川内沢川線道路事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 27 年度～平成 29 年度
I-4 道路	事業の名称：北釜線道路事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 27 年度～平成 29 年度
J 地区	事業の名称：高柳地区集会所整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 27 年度～平成 28 年度
5 復興整備計画の期間（法第 46 条第 2 項第 5 号関係）	
平成 23 年度から令和 2 年度	
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第 46 条第 2 項第 6 号関係）	

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

整理番号	事業区分	図面番号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	市街地開発事業	A地区	・都市計画（被災市街地復興土地区画整理事業） [名取市決定]	変更	0.03ha		総面積 115.1 ha
			・都市計画（道路） [名取市決定]	廃止			※廃止する都市計画道路（5路線） ・町頭築港線 ・庚申通線 ・築港西通線 ・東場通線 ・河岸前線
			・都市計画（公園） [名取市決定]	廃止			※廃止する都市計画公園（2箇所） ・日和山公園 ・東場公園
			・都市計画（被災市街地復興推進地域） [名取市決定]	変更	19.1ha		※被災市街地復興推進地域 19.1haを追加決定
2	都市施設の整備に関する事業	B道路	・都市計画（道路） [宮城県決定]	変更			※変更する都市計画道路 ・名取駅閉上線
3	都市施設の整備に関する事業	C道路	・都市計画（道路） [宮城県決定]	変更			※変更する都市計画道路 ・仙台閉上線

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 本様式に土地利用基本計画の変更等に係る事項を記載する場合には、併せて「変更等する土地利用基本計画等」及び「変更等の別」を記載した縮尺 1/25,000 以上の地形図を添付する。
- 3 「事業区分及び図面番号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 4 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 5 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 6 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）													
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	市街地開発事業	A地区	○										
			○										
2	集団移転促進事業	D地区	○	○									
			○										
3	その他施設の整備に関する事業	E地区	○	○									
			○										
4	都市施設の整備に関する事業	F地区	○	○									
			○										
5	その他施設の整備に関する事業	G-1	○	○									
			○										
6	その他施設の整備に関する事業	G-2	○	○									
			○										
7	その他施設の整備に関する事業	J地区		○									

(注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
3 「農地法（大臣）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

土地利用構想図



